

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

- ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの保守業務を外部業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記 個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務付ける。

## 評価実施機関名

長崎県知事

## 公表日

令和6年12月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費(精神通院医療費)の支給に関する事務
②事務の概要	【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定に関連する事務を行う。 【具体的内容】 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定に必要な資料の提供等の求めに関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定に関する事務 ・自立支援医療受給者証(精神通院医療)に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定の変更に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定の取消に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定申請内容の変更届に関する事務
③システムの名称	手帳・自立支援医療管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費(精神通院)申請者・受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・特定個人情報の照会 144の項、145の項、146の項 ・特定個人情報の提供 42の項、80の項、125の項、144の項、155の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課
②所属長の役職名	長崎こども・女性・障害者支援センター所長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・長崎こども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課 ・所在地:〒852-8114 長崎市橋口町10-22 電話番号:095-846-5115 ・総務部県民センター ・所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-894-3441

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・長崎子ども・女性・障害者支援センター 精神保健福祉課 ・所在地: 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 電話番号: 095-846-5115
9. 規則第9条第2項の適用 [ ]適用した	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	○「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン【第2.0版】」の留意事項等を遵守し、以下を実施している。 ・申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で市町において記載されたマイナンバーの真正性確認を行う。 ・マイナンバーをシステムに入力する際は複数人での確認を行った上で入力し、マイナンバーの紐づけを行う。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	○「長崎県情報セキュリティ基本方針」「長崎県情報セキュリティ対策基準」を遵守し、以下の対策を講じ、漏えい・滅失・棄損を防ぐための物理的・技術的安全対策を実施している。 ・本事務において用いるシステムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末を制限する。 ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、外部への情報資産の持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する。 ・万が一の特定個人情報ファイルの滅失、棄損が生じた場合に備えてのバックアップを実施する。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院費)の支給に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 ・自立支援医療費(精神通院費)の支給に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院費)の支給認定の変更に関する事務</p>	<p>【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定に関連する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定に必要な資料の提供等の求めに関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定に関する事務 ・自立支援医療受給者証(精神通院医療)に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定の変更に関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定の取消しに関する事務 ・自立支援医療費(精神通院医療費)の支給認定申請内容の変更届に関する事務</p>	事後	法令改正に伴う変更
平成28年11月1日	3. 個人番号の利用	<p>○番号法第9条第1項 別表第一 84の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1号、同条第4号</p>	<p>○番号利用法第9条第1項 別表第一 84の項 ○番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1号から同条第6号まで</p>	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号法第19条第7号 別表第二</li> <li>・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項</li> <li>・特定個人情報の提供 56の2の項</li> <li>○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>・主務省令で定める事務 第55条第3号、同条第4号</li> <li>・主務省令で定める情報 第30条第11号</li> </ul> <p>※番号法別表第二第109の項及び110の項に係る主務省令は未制定です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号利用法第19条第7号 別表第二</li> <li>・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項</li> <li>・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項</li> <li>○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>・主務省令で定める事務 第55条第3号、同条第4号</li> <li>・主務省令で定める情報 第19条第1号タ、同条第2号から同条第5条まで、第30条第11号、第44条第1号タ、同条第2号から同条第5条まで</li> </ul> <p>※番号利用法別表第二の26の項、87の項の改正規定は番号利用法附則第1条第5号の規定の日に施行されます。 ※番号利用法別表第二第109の項及び110の項に係る主務省令は未制定です。</p>	事後	法令改正に伴う変更
平成29年11月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号利用法第19条第7号 別表第二</li> <li>・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項</li> <li>・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項</li> <li>○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>・主務省令で定める事務 第55条第3号、同条第4号</li> <li>・主務省令で定める情報 第19条第1号タ、同条第2号から同条第5条まで、第30条第11号、第44条第1号タ、同条第2号から同条第5条まで</li> </ul> <p>※番号利用法別表第二の26の項、87の項の改正規定は番号利用法附則第1条第5号の規定の日に施行されます。 ※番号利用法別表第二第109の項及び110の項に係る主務省令は未制定です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○番号利用法第19条第7号 別表第二</li> <li>・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項</li> <li>・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項</li> <li>○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</li> <li>・主務省令で定める事務 第55条第6号、同条第7号、同条第10号、第55条の2第2号、第55条の3第1号及び第2号、同条第4号</li> <li>・主務省令で定める情報 第19条第1号チ、同条第2号から同条第6条まで、第30条第12号、第44条第1号チ、同条第2号から同条第6条まで</li> </ul>	事後	法令改正に伴う変更
平成30年7月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 特記事項	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
平成30年7月4日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IVリスク対策	-	新設された評価項目の記載	事後	
令和2年8月24日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年7月31日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和2年8月24日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年7月31日時点	令和2年7月31日時点	事後	
令和3年8月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号利用法第9条第1項 別表第一 84の項 ○番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第60条第1号から同条第7号まで	○番号利用法第9条第1項 別表第一 84の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号利用法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項 ○番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 第55条第6号、同条第7号、同条第10号、第55条の2第2号、第55条の3第1号及び第2号、同条第4号 ・主務省令で定める情報 第19条第1号子、同条第2号から同条第6号まで、第30条第12号、第44条第1号子、同条第2号から同条第6号まで	○番号利用法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和4年7月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号利用法第19条第7号 別表第二 ・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項	○番号利用法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日)に伴う変更
令和6年12月18日	表紙 特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	別記 個人情報取扱特記事項	事後	
令和6年12月18日	I 関連情報 3.個人番号の利用	番号利用法第9条第1項 別表第一84の項	番号法第9条第1項 別表117の項	事後	法令改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I 関連情報 4.情報ネットワークシステム による情報連携	○番号利用法第19条第8号 別表第二 ・特定個人情報の照会 108の項、109の項、110の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項	○番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の 表 ・特定個人情報の照会 144の項、145の項、146の項 ・特定個人情報の提供 42の項、80の項、125の項、144の項、155の 項、161の項	事後	法令改正に伴う変更
令和6年12月18日	IIしきい値判断項目 1対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月31日	令和6年11月1日	事後	
令和6年12月18日	IIしきい値判断項目 2取扱者数 2.いつ時点の計数か	令和2年7月31日	令和6年11月1日	事後	
令和6年12月18日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和6年12月18日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考 えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	